

令和6年度 広島市止水板設置補助金申請の手引き

1 補助対象

- (1) 止水板の購入
- (2) 止水板の設置に必要な工事（止水板設置箇所における内外壁の防水工事、土間コンクリート打設工事等、防水効果を補完するため、止水板の設置に必要な工事として一体的に実施する工事を含みます。）

なお、(1)及び(2)のいずれの場合も、補助の対象となる止水板は、販売されている製品で、十分な止水性能・耐久性があり、取外しや移動が可能、繰り返し使用が可能なものとします。

止水板そのものを自作した場合は、補助対象となりません。

また、申請者が自ら工事をする場合に要する工事費用は補助対象となりません。

2 補助対象者

本市市街化区域のうち、過去に浸水被害が発生し、又は浸水被害が発生するおそれがある対象建物等の所有者又は使用者

次の各号のいずれかに該当する方は、補助対象となりません。

- (1) 市税、下水道使用料又は下水道事業受益者負担金若しくは分担金を滞納している方
- (2) 国、公共団体等
- (3) 暴力団等との関係を有している方
- (4) 売買等を目的とした建物等に止水板を設置する方

3 対象建物等

住宅、マンション、店舗、事務所等（これらに付属する駐車場を含む。）の建物です。

4 補助金額

補助対象事業に掛かる経費に2分の1を乗じて得た額で50万円を上限とします。
(千円未満の端数は切捨て)

5 申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで

6 申請先・お問合せ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市下水道局施設部計画調整課 電話 082-504-2413 FAX 082-504-2429
電子メール g-keikaku@city.hiroshima.lg.jp

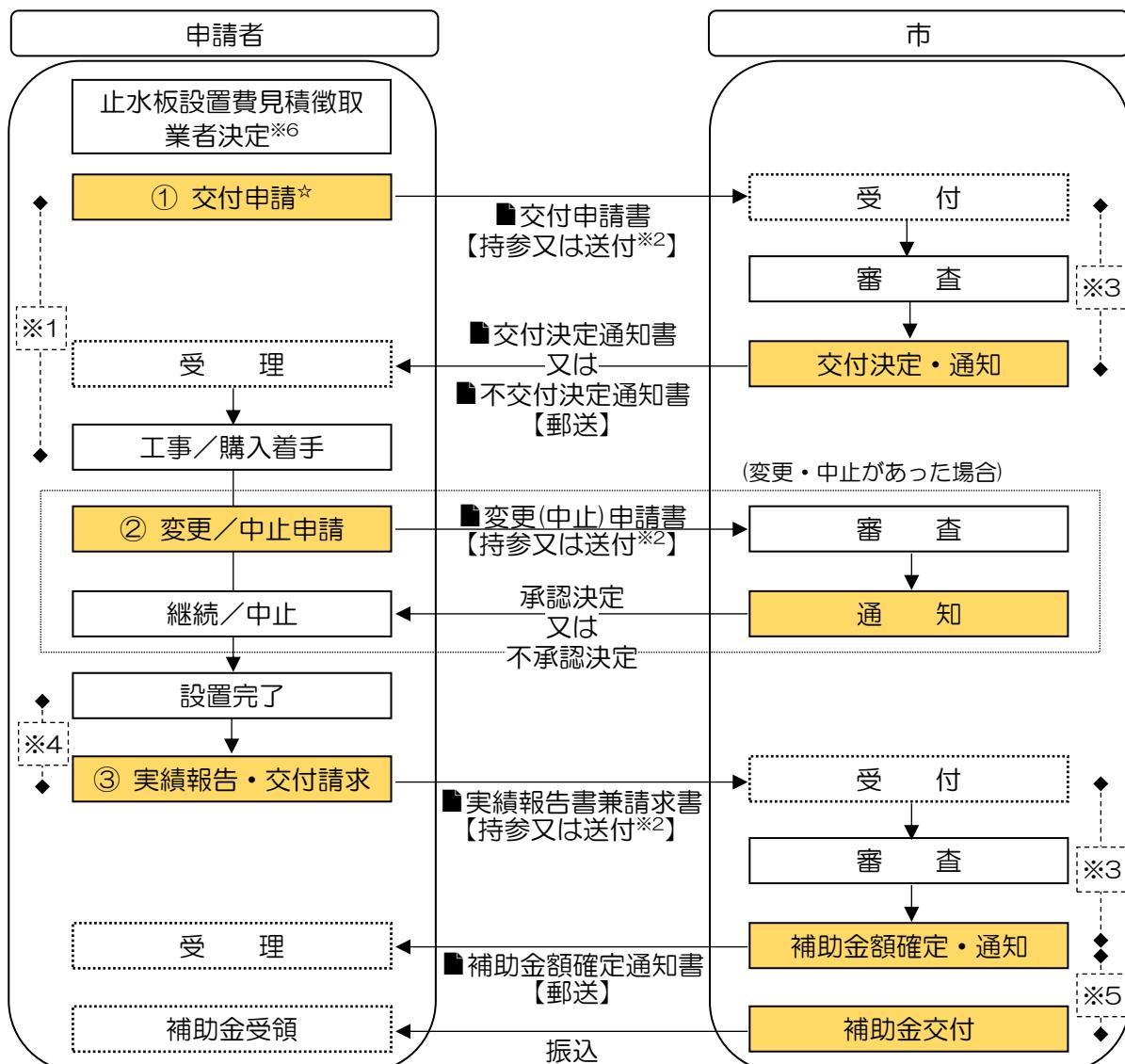
制度の詳細や申請書等の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

広島市ホームページ ▶ くらし・手続き ▶ 水道・下水道 ▶ 下水道 ▶ 市民の方へ
▶ お知らせ ▶ 止水板設置補助金の交付

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/137012.html>

7 手続の流れ（フロー図）

- ☆ 申請書の提出に当たり、御不明な点等があれば、お気軽に御相談ください。
- ☆ 補助金の交付には、領収書等の支払額を証明できる書類の提出が必要です。



※1 本市から送付する交付決定通知が届いてから、工事や購入に着手してください。

※2 書類を送付する場合、必ず郵便又は信書便で送付してください。

※3 受付から交付決定までに2週間程度必要です。余裕をもって申請してください。

※4 設置完了から40日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに実績報告してください。

※5 補助金の交付は、補助金額確定の通知から30日以内に行います。

※6 工事を行う業者は、土木、建築など止水板の設置工事を適切に行える業者としてください。

8 補助金交付申請（フロー図 ① 交付申請）

（1）交付申請方法

広島市止水板設置補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を次の提出先まで持参又は郵便若しくは信書便の送付により、提出してください。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市下水道局施設部計画調整課

○注意○

補助金交付決定前に購入や工事を行った場合、補助金の交付ができません。

補助金の交付決定通知書がお手元に届くまで、購入や工事はお待ちください。

(2) 提出書類（官公庁が発行する書類及び見積書については原本を提出してください。）

ア 広島市止水板設置補助金交付申請書（様式第1号）

記入例を参考に記入してください。

イ 申請地の位置図

申請地の位置が確認できる位置図を提出してください。

ウ 止水板設置場所の平面図

玄関、門など敷地内の止水板設置場所が分かる平面図を提出してください。

エ 止水板構造図（仕様書、パンフレット等）

止水板本体の寸法、材質等が分かるパンフレット等の資料を提出してください。

オ 止水板設置工事又は購入の見積書

設置費用の総額、止水板の本体価格、工事費の内訳、消費税額が明記された見積書を提出してください。

カ 止水板を設置しようとする対象建物の登記事項証明書

止水板を設置しようとする対象建物に係る登記事項証明書（申請日前の3か月以内に交付されたもの）を提出してください。

キ 申請者の住民票の写しその他の対象建物の使用者であることが確認できる書類

(ア) 「ケ 広島市税の納税証明書の原本」により、対象建物の住民であることが確認できる場合、提出は不要です。

(イ) (ア)による申請者の確認ができない場合、住民票の写し、対象建物等の賃貸借契約書等、対象建物の使用者であることが確認できる書類を提出してください。

ク 止水板を設置しようとする場所の写真

設置前の状況を確認するため、止水板を設置しようとする場所の写真を提出してください（プリンターでカラー印刷したもので結構です。）。

ケ 広島市税の納税証明書（「市税について滞納がない旨」の証明書）

(ア) 「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書

(イ) 市税事務所管理係・税務室、区役所出張所等において、「納税（納付・納入）証明書請求書」の「③どの証明が何通必要ですか」の項目に「市税について滞納がない旨」にチェックを入れ、また、「④どこに提出されますか」の項目に「市役所・役場」にチェックを入れるほか、必要事項を記入した上で、申請を行い、納税証明書の交付を受けてください。

(ウ) 申請には、運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料が必要です（申請手続の詳しい内容については、市税事務所等で御確認ください。）。

(エ) 申請日前の3か月以内に交付された原本を提出してください。

コ その他、市長が必要と認める書類

対象建物が分譲マンションの場合、止水板の設置について、住民の合意が得られている必要がありますので、管理組合等の総会の決議書等、関係者の同意が確認できる書類を提出してください。

(3) 受付

申請の受付は、提出先窓口での受付日又は通信日付印の日を基準に先着順に行います(郵便又は信書便での送付の場合、通信日付印の日付が申請期間内のものが有効です。)。

申請受付期間内の申請であっても、当該年度の予算の残額が不足した場合、受付できません。

9 補助金交付の決定・補助対象事業着手

(1) 交付の決定

申請を受け付けた後、書類及び現地確認により、申請の内容を審査します。

審査により、補助金の交付を決定したときは、その結果を広島市止水板設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知します。

また、補助金の交付をしないことを決定したときは、その結果を広島市止水板設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知します。

申請を受け付けた後、申請書及び添付書類に不備がない場合で、2週間程度の審査期間が必要です。

交付申請から2週間以上経っても市役所から連絡がない場合は、次のお問合せ先までお問い合わせください。

○お問合せ先 広島市下水道局施設部計画調整課

電話 082-504-2413 FAX 082-504-2429

(2) 補助対象事業着手

広島市止水板設置補助金交付決定通知書（様式第2号）がお手元に届いた後、購入や工事を行ってください。

10 変更又は中止する場合（フロー図 ② 変更／中止申請）

様式第1号の申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合、広島市止水板設置補助金交付変更（中止）申請書（様式第4号）を提出してください。

変更の場合、変更内容が分かる書類を添付してください。

11 実績報告・交付請求（フロー図 ③ 実績報告・交付請求）

(1) 実績報告及び交付請求方法

購入や工事が完了した後、完了の日から40日以内又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに広島市止水板設置補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5号）及び添付書類を持参又は郵便若しくは信書便の送付により、8(1)の提出先へ提出してください(郵便又は信書便での送付の場合、通信日付印の日付が提出期限内のものが有効です。)。

領収書の発行日が令和7年3月1日(土)以降の場合、補助金を交付することができませんので、御注意ください。

(2) 提出書類

ア 広島市止水板設置補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5号）

イ 設置状況写真及び保管状況写真

次の写真全てを提出してください（プリンターでカラー印刷したもので結構です。）。

(ア) 止水板設置工事の完成が分かる写真

(イ) 止水板を装着した状態の写真

(ウ) 止水板の保管状況の写真

ウ 支払額を証明する書類（領収書の写し等）

エ 口座振替依頼書

12 補助金の交付

(1) 補助金額確定通知

提出された実績報告書兼請求書等の内容及び必要に応じて行う現地確認によって審査し、補助金の交付決定の内容やその条件に適合していると認めるときは、広島市止水板設置補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助金交付決定を受けた申請者に通知します。

(2) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金額確定通知から30日以内に、口座振替依頼票に記載された金融機関口座に振り込みます。

なお、金融機関口座は、申請者本人名義のものに限ります。

13 その他

(1) 止水板の管理

本補助金によって設置した止水板は、盗難を防止することができる場所に保管し、点検や清掃等の適切な管理を行ってください。その際に要する費用は、申請者の負担となります。

(2) 広島市への協力

止水板の利用状況、浸水被害の軽減状況など、本市が行う調査への御協力をお願いする場合があります。

(3) 申請回数

対象建物等がある一つの敷地につき、1回のみ申請ができます。ただし、前回の申請から20年以上が経過している場合は、再度、申請するところができます。